



島根県報

令和4年3月31日（木）

号外第35号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

内水面における遊漁規則の変更の認可（3件）

（水 産 課） 2

告 示

島根県告示第238号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 変更の内容

遊漁料納付方法の変更

（変更前）

第1条～第5条 （略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通 常 漁 場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱笠	1日	1,500円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	1,500円
			1年	10,000円
	あゆ	手網、竿釣	1日	1,500円
			1年	7,000円
	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			7,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	舟（ボートを含む。）使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	

2～3 （略）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

第8条～第10条 (略)

(変更後)

第1条～第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所若しくはオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱笥	1日	1,500円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	1,500円
			1年	10,000円
	あゆ	手網、竿釣	1日	1,500円
			1年	7,000円
	やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			7,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	舟(ボートを含む。)使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1-1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(1-2)又は(1-3)の遊漁承認証によるものとする。

3 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して携行しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

5 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

第8条～第10条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年3月31日

島根県告示第239号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

遊漁料の額の減免規定の変更

(変更前)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに
漁具・漁法	竿釣、手釣、たも網
料金	1日・・・1,500円 1年・・・7,000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。但し、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料（但し、あゆ、うなぎ、ごぎ（いわなを含む。）、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）については一般と同額）
身体障がい者	一般の1/2

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料（以下第7条において「一般」という。）は次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに
漁具・漁法	竿釣、手釣、たも網
料金	1日・・・1,500円 1年・・・7,000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。但し、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
--------	----

小学生	無料
中学生	無料
身体障がい者	一般の1/2
女性	一般の1/2

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年3月31日

島根県告示第240号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

友釣り専用区の変更及び遊漁料納付方法の変更

(変更前)

第1条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
キ あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	益田市神田町、本郷寺頭首工下流50mから下流、同市横田町、剣先堰堤中心線より上流50m下流100mの禁止区域を除く同町、高津川との合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ノ～オ (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式(1)又は(2)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を着用しなければならない。

3 （略）

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

第9条 （略）

第10条 （略）

2 漁場監視員は、別記様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

第11条 （略）

（変更後）

第1条～第4条 （略）

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ウ（略）	（略）	（略）	（略）
キ あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	益田市横田町、山口線鉄橋上流端から高津川との合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ノ～オ（略）	（略）	（略）	（略）

2 （略）

第6条 （略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

ならびに当組合が指定する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

3～5 （略）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式(1)又は(2)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、別記様式(3)又は(4)によるものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を着用しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して着用、又は電磁データを携帯しなければならない。

3 （略）

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、印刷した遊漁承認証を提示、又は遊漁承認証が確認できる電磁データを表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

第9条 （略）

第10条 （略）

2 漁場監視員は、別記様式(5)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するもの

とする。

第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年3月31日